

議第76号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（令和5年内閣府令第67号による改正）に伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

国の基準において，特別利用保育（※1）・特別利用教育（※2）に係る読替規定の整理に係る改正が行われたことから，国の基準の改正と同様の改正をします。

（※1）特別利用保育とは，3歳以上の教育認定児童に対して保育を提供することをいいます。

（※2）特別利用教育とは，3歳以上の保育認定児童に対して教育を提供することをいいます。

3 施行期日

公布の日